



2022年4月28日

各位

会社名 株式会社北の達人コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 木下 勝寿
コード番号: 2930 東証プライム 札証
問合わせ先 取締役管理部長 工藤 貴史
電話番号 050-2018-7864 (部署直通)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、定款の一部変更について下記のとおり決議し、2022年5月26日開催予定の第21期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第19条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年5月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年5月26日(予定)

以上

【別紙】変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第 19 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に掲載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>第 19 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> <u>1 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>第 2 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置に関する経過措置)</u> <u>1 現行定款第 19 条の規定の削除及び変更案第 19 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに定める改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第 19 条はなお効力を有する。</u> <u>3 本条は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</u></p>